

内閣総理大臣

高市早苗様

高レベル放射性廃棄物
最終処分に係る提言書

全国原子力発電所所在市町村協議会

高レベル放射性廃棄物最終処分に係る提言書

令和7年2月に策定された「第7次エネルギー基本計画」において、原子力はエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源として、再生可能エネルギーとともに最大限活用する方針が示されました。DXやGXの進展に伴う電力需要の増加が見込まれる中、安全確保を大前提に、原子力発電所の再稼働を着実に進めるとともに、将来の電力を支える次世代革新炉の開発・設置に向けた取組を進めることが重要です。

一方で、原子力推進の是非を問わず必ず解決しなければならない課題が、高レベル放射性廃棄物最終処分をはじめとするバックエンド問題であり、今後も原子力を活用していく上では、その道筋をつけることは尚更に不可欠です。

平成12年11月に最終処分の定義、実施主体、費用負担及び処分地の選定プロセスなどを定めた「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下「最終処分法」という。）」が施行され、「文献調査」「概要調査」「精密調査」の段階的な調査を経て処分地を選定することが規定されました。現在、最終処分場の候補地選定に係る最初の文献調査が、北海道の寿都町と神恵内村、佐賀県の玄海町、そして東京都の小笠原村の4町村で実施されております。東京都小笠原村においては、国が南鳥島での文献調査の実施の申し入れを行い、国の判断を小笠原村が受け入れたところです。その他にもこれまで文献調査についての議論が行われた市町村があります。

最終処分に係る課題に向き合い、真摯に議論された皆様方には、心より敬意を表すところであります。しかしながら、現状においては文献調査から次の段階に進めた地域は無く、そもそも文献調査という入り口に立つことさえ困難であった自治体もあるなど、一連の経過から、現行の制度やそれに基づく候補地選定プロセス、そしてそれらを取り巻く環境面においても多くの課題が浮き彫りになっています。

本来、最終処分については、電力の供給を受けてきた国民全体で共有し、議論すべきですが、この課題に向き合う市町村が批判の矢面に立たされているのが現状であります。全原協では、以前から最終処分に係る課題解決に向けた国の主体的取組を強く求めてまいりましたが、今なお、冷静で建設的な議論ができない現状を鑑み、令和7年度に「バックエンド問題に関

する検討委員会」を設置して、立地市町村の視点で必要な取組を検討してまいりました。

検討に当たりましては、文献調査を実施する寿都町、神恵内村、そして玄海町と意見交換を行い、最終処分に係る課題に向き合う中での切実な思いもお聞きしたところです。

国は、最終処分の課題に真摯に向き合う市町村の思いを汲み取り、覚悟を持って解決に向けて取り組むことが肝要であります。国策である原子力政策を着実に遂行する責任を有する国として、最終処分に係る次の事項に速やかに取り組むことを、会員の総意に基づき強く提言します。

令和8年5月27日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 米澤 光治

バックエンド問題に関する検討委員会
委員長 女川町長 須田 善明

1 処分地選定プロセスの検証・見直し

現行の処分地選定プロセスにおいて、文献調査については、市町村からの応募又は国からの申し入れを市町村が受諾することにより開始されることとなっています。

文献調査では、地質図や鉱物資源図等、地域固有の文献・データを調査しますが、既存の文献だけでは情報が限られることから、科学的な適性を評価するために、地下深部の地質情報を得るための概要調査を行うことが重要となります。

この概要調査以降に進もうとする場合には、都道府県知事と市町村長の意見を聴き、これを十分尊重することとしており、その結果、現行の処分地選定プロセスは、実質的には、都道府県知事または市町村長から反対の意見があれば、次の調査には進むことは出来ない、というものとなっています。

この現行プロセスは自治体の権限が極めて大きく、またそれゆえに自治体に大きな負担が発生しています。さらに、各調査の段階ごとに負担が強いられるプロセスは、自治体が最終処分の課題に向き合う姿勢にも影響を与えているものと大いに危惧するところです。

国は、最終処分法の施行から25年以上が経過した今なお、概要調査に移行できていない現状は重く受け止められるべきであり、つきましては、処分地選定プロセスの在り方についての見直し等、次の事項について取り組むことを提言いたします。

- (1) 処分地選定プロセスについて、基礎自治体のみに過度の負担が生じている現状を十分に踏まえて検討すること。
- (2) 国が主体的に候補地を選定する取組を積極的に進めること。
- (3) これまでの選定プロセスで生じた課題が解消されるよう、制度や運用の見直しを適切かつ具体的に行うこと。

2 国民理解醸成に向けた取組強化

これまでの発電に伴い発生した使用済燃料が、全国の原子力発電所に貯蔵されている現状を鑑みれば、最終処分場は必要不可欠な施設であり、早急に具体化を図らなければなりません。

最終処分は日本のエネルギーの安定供給を支える上で極めて重要な政策であることから、エネルギーを享受している国民全体で共有し、その解決に向けて、立地、立地以外の区別なく、広く議論すべきであります。

しかしながら、これまで国民的な議論には至っておらず、ましてや、この課題に真摯に向き合い、議論しようとする市町村が、批判の矢面に立たされているのが現状です。むしろ、国の重要政策に向き合う市町村に対しては、敬意と感謝が示されるのが本来あるべき姿でしょう。

国は、冷静で建設的な議論ができない現状を重く受け止め、国民理解醸成のための取組を抜本的に強化することが必要と考えます。つきましては、次の事項について取り組むことを提言いたします。

- (1) 国が前面に立って電力消費地である都市部を含む全国で、積極的に最終処分に関する広報・広聴活動を展開し、最終処分場がエネルギー政策上、重要な位置付けにあり、原子力を安定的かつ持続的に活用していくために必要不可欠な施設であることを国民に丁寧に説明すること。
- (2) 最終処分場の安全性について、国民に対し具体的なデータも示した上で、定量的に分かりやすく説明するとともに、客観的な情報に基づいた議論を行う機会の提供に努めること。
- (3) 学校教育の場で最終処分について取り上げる等、若年層に対する教育の充実・強化を図ること。
- (4) 全国の市町村に対して、最終処分事業について丁寧に説明し、関心の喚起を図ること。

3 国と都道府県との連携強化

最終処分法において、概要調査以降に進もうとする場合には、都道府県知事の意見を聴くプロセスが明確に定められております。一方で、市町村が文献調査の判断に至る以前に、都道府県知事が意思を表明される場合もあります。

最終処分はエネルギー政策を進めていく上での最重要課題であり、全ての地域で共有すべき課題です。

最終処分に対して予断を持つことなく議論できる環境を整備するためには、都道府県も含めた全国の自治体の理解が不可欠であり、国においては市町村だけでなく、都道府県に対しても最終処分に係る情報をきめ細く提供し、丁寧に説明を尽くすことが必要と考えます。つきましては、次の事項について取り組むことを提言いたします。

- (1) 全国知事会等の場を通じ、最終処分に係る国民的議論の必要性を共有するとともに、都道府県に対し、最終処分事業が国家的課題であることの理解を得るための取組を国が積極的に行うこと。
- (2) 最終処分に係る課題に関し、国と都道府県知事が直接対話する場を設置し、定期的に課題解決に向けた議論を行うとともに、都道府県の積極的かつ主体的な関与の促進を図ること。
- (3) 都道府県が多様な視点から検討できるよう、最終処分法に基づくプロセスにおいて、国が率先して都道府県に対して客観的かつ具体的な科学的データを幅広く提供すること。

4 地域振興策の充実強化

長期間にわたる最終処分事業は、自治体にとって今後のまちづくりの方向性に大きく影響する事業であり、最終処分場を受け入れた後も含めた地域の将来像が示されることが必要であります。さらに、施設立地自治体だけではなく周辺地域の理解も重要であることを鑑みれば、より広範な地域に対する振興策が必要であります。

現在、文献調査及び概要調査に係る交付金制度が設けられていますが、制度規模として十分とは言えず、加えて、精密調査以降の制度は明確に示されていません。一部の交付金制度のみが示されている現状では、交付金が目的という目を向けられることも大いに危惧されます。

海外においては最終処分場の整備を契機として、先進的な産業や研究の拠点形成を計画する事例があり、こうした事例を参考に、日本のエネルギー政策に貢献する地域の持続的発展を国が牽引していくべきであります。

より多くの地域で最終処分事業について真剣に検討されるために、交付金による財政支援に加え、地域の産業育成、雇用創出、福祉の向上などに資する施策を早急に示すことが国の責務であると考えます。つきましては、次の事項について取り組むことを提言いたします。

- (1) 文献調査及び概要調査に係る既存交付金の拡充や、調査段階に捉われない交付金の創設等、交付金制度の多様化を図るとともに、精密調査以降も含めた交付金制度の全体像について、早急に明示すること。
- (2) 交付金制度のみならず、産業・研究の集積、国の機関等の移転、特区の設定など、自立的かつ持続的な発展につながる地域振興策について、海外の事例なども踏まえて国の主導により具体的に示すこと。また、地域振興策については、産業界とも連携しつつ、都道府県も含めた広範な地域に対する支援を幅広く検討すること。
- (3) 国が責任を持って最終処分場設置後の地域の将来像を示すとともに、実現にあたっては自治体と連携しながら取り組むこと。

全国原子力発電所所在市町村協議会
名 簿

○ 会 員 (25市町村)

令和8年5月27日現在

職 名	会 員 名	職 名	会 員 名
会 長	敦賀市長	敦賀市議会議長	野藤好一
副 会 長	川町市長	女川町 "	佐藤良浩
"	御前崎市長	御前崎市 "	植田和基
"	柏崎市長	柏崎市 "	阿部吉美
"	おおい町市長	おおい町 "	原田和吉
理 事	おおい町市長	玄海町 "	宮崎留間文晃
"	玄海町市長	泊村 "	宇留間文晃
"	志賀町市長	志賀町 "	福田内誠
"	松江市市長	松江市 "	野々内大朝
"	伊方町市長	伊方町 "	福島大秀
"	大間町市長	大間町 "	石戸幸夫
"	むつ市長	むつ市 "	石岡義隆
"	六ヶ所村市長	六ヶ所村 "	鳥山宏昭
"	石巻市長	石巻市 "	遠藤本久
"	双葉町市長	双葉町 "	岩野典人
"	大熊町市長	大熊町 "	仲堀本典
"	富岡町市長	富岡町 "	堀青木基
"	檜葉町市長	檜葉町 "	青木充一
"	東海村市長	東海村 "	吉田嶋俊
"	刈羽村市長	刈羽村 "	廣竹一良
"	美浜町市長	美浜町 "	廣竹武和
"	高浜町市長	高浜町 "	磯部史美
"	上関町市長	上関町 "	岩川端一
監 事	東通村市長	東通村 "	川端政喜
"	薩摩川内市長	薩摩川内市 "	下園
	米澤光治		
	須田善明		
	下村勝		
	櫻井雅浩		
	中塚寛		
	脇山伸太郎		
	高橋鉄徳		
	稲岡健太郎		
	上定昭仁		
	高門清彦		
	野崎尚文		
	山本知也		
	橋本隆春		
	齋藤正美		
	伊澤史朗		
	吉田育淳		
	山本幸英		
	山田宏修		
	品田夫樹		
	戸嶋秀勝		
	西嶋久哲		
	西畑中		
	畑中良		

○ 準 会 員 (3町村)

職 名	準 会 員 名	職 名	準 会 員 名
	神内村長		共和町長
	岩内町長		成田慎一
	高橋昌幸		
	木村清彦		

○ 事務局

敦賀市企画政策部原子力安全対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

TEL 0770-22-8113

FAX 0770-22-1743

URL <http://www.zengenkyo.org/>